

支援付き住宅推進会議発起人各位
関係機関・団体各位

2011年3月19日

共同声明

3.19から3.11へ―「ひと」を支える「支援付きの生活復興」を

支援付き住宅推進会議

共同代表 高橋紘士

同 水田 恵

同 山岡義典

NPO 法人自立支援センターふるさとの会

代表理事 佐久間裕章

3月11日に発生した東北関東大震災による地震と津波の被災者は、いまも40万人以上避難している。さらに原発事故による避難者も急増し、その対応を迫られている。すでに被災現地の支援だけでは限界があることは自明であり、国や全国の自治体でも、避難所や仮設住宅の確保に動き始めている。県境を越えて避難する人の支援も、本腰を入れて対応しなければならない。

多くの自治体は、被災者や避難者を公営住宅に受け入れると表明している。このような自治体に対し、国土交通省は、高齢者や乳幼児、妊婦、障害者らを含め世帯を優先的に受け入れるよう要請している。私たちは、この要請を支持したうえで、仮設住宅や公営住宅などで、要支援者に対応する「サポートセンター」を緊急に各地に設置することを提案する。単なる居住の場としての空間を提供するだけでは、住み慣れない場所で孤立する。このことは阪神淡路大震災のあと、仮設住宅で孤独死が頻発したことで経験したことである。医療・保健・介護など福祉サービスを利用できるようにすることも含め、生活再建をサポートする「ひと」を支える「支援付きの生活復興」が大切である。

今日の3月19日という日を、私たちは決して忘れてはならない。2年前のこの日、東京で生活保護を受ける高齢者など23名が群馬県の「静養ホームたまゆら」の火災で被災し、10名が亡くなった。私たちはこの2年間、「たまゆら」を繰り返さないためには何が必要かを真剣に考え、各地で「支援付き住宅」をつくっていく必要があると提言し、また実践してきた。住み慣れた場所から切り離され、孤立の果てに人が亡くなることを、絶対に繰り返してはならない。

「支援付き住宅」は、NPO 等が支援付きの住宅を供給するだけでなく、一般アパート（民間賃貸住宅）や公営住宅など、いま住んでいるところを「支援付き」にしていくことを含めた、多様な形態をもちうる。そのためには、医療・保健・介護などの専門的な支援とともに、心のケアや日常生活のこまごました家族的な支援を提供することが必要であり、そのようなサービスの制度化とサービス提供の拠点としての「サポートセンター」をつくっていくことが必要だと訴え、その実現に努めてきた。

被災地や移住先においても、認知症の方や障害を持つ方のための「支援付き住宅」を確保することが必要である。公営住宅や一般アパート、旅館なども、支援のノウハウを持つ団体が「サポートセンター」を担うことで、「支援付き」になる。

東京は、2000 年 6 月に発生した三宅島噴火災害の支援経験があり、東京災害ボランティアネットワークのような防災ボランティア活動の実績もある。避難期の生活支援や帰島後の生活再建、復興支援も行ってきた。いまま市民の中には、現地へ赴くことは困難であるが、被災者への支援活動に参加することをいとわない市民が多く存在している。このような市民を組織しつつ、このような支援活動の経験を持った NPO と連携すれば、支援を求める人の数だけ受け入れることができるはずである。

いま避難されている人たちの「ふるさと」の復興を願いつつ、東京も避難先になり、暖かな食事と声に包まれる第二の「ふるさと」にしなければならない。私たちは、すべての人を歓待の心をもって受け入れ、関係各機関と連携しながら、サポートしてゆきたい。さもなければ、被災地や移住先は、3.19 の繰り返しになる。

「支援付き住宅」実現の活動を継続するため、政府や自治体にはその資源と制度づくりに取り組んでいただきたい。そして私たち自身は、実践的にはすでにふるさとの会が独自にサポートセンターを設置している新宿、台東、墨田などの地域を拠点に、今後も自分たちでできる試行錯誤を弛むことなく続けていく。支援付き住宅推進会議の発起人および関係機関・団体各位には、この取り組みに対するご支援をお願いしたい。

【お問い合わせ先】

NPO 法人自立支援センターふるさとの会
東京都台東区千束4-39-6-4F
TEL : 03-3876-8150 FAX : 03-3876-7950
E-mail : hurusato@d5.dion.ne.jp
担当 : 滝脇・古木